

各指定自立支援医療機関 開設者 様
(育成医療・更生医療関係)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）に係る自己点検について

平素は岐阜県の福祉行政に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、貴医療機関は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第59条の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定がされています。

このため、法第11条第2項の規定により、下記のとおり自己点検を実施しますので、回答いただきますようお願いいたします。

なお、回答された内容について、確認のために連絡する場合や実地検査を行う場合もありますので、ご了承ください。

記

1 令和5年度における自己点検の対象機関

平成19年度、平成21年度、平成25年度、平成27年度、令和元年度及び令和3年度に指定された指定自立支援医療機関（所在地が岐阜市以外のものに限る。）

2 自己点検の実施方法

(1) オンライン上の自己点検表による自己点検の実施

以下のオンライン自己点検表<外部リンク>より、貴医療機関の情報や点検結果を入力し、自己点検を実施してください。

○オンライン自己点検表<外部リンク>

病院・診療所URL：<https://logoform.jp/form/T8mB/530880> QRコード(インターネット)



薬局URL：<https://logoform.jp/form/T8mB/530876>

QRコード(インターネット)



訪問看護事業者URL : <https://logoform.jp/form/T8mB/530864> QRコード(インターネット)



自己点検表は「病院・診療所」、「薬局」及び「訪問看護事業者」ごとに異なりますので、ご留意願います。

また、オンライン上で自己点検による回答が出来ない場合は、メール、郵送及びFAXで提出してください。

メール等により提出する場合は、以下のURLからホームページへアクセスし、書面データをダウンロードしご使用ください。

ホームページURL : <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/17066.html>

(2) 実施期限 令和6年3月22日(金)

3 留意事項

(1) 変更、更新、休止、廃止及び再開の手続き

名称や所在地等について申請事項に変更等があったときは、法第64条の規定により次の手続先き先へ届け出る必要があります。また、法第60条の規定により指定を受けてから6年ごとに更新手続きが必要です。

〒502-0854 岐阜市鷺山向井2563-18 岐阜県身体障害者更生相談所

電話番号：058-231-9715

岐阜県ホームページ：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/8631.html>

(2) 人工透析療法を受ける慢性腎不全の患者に係る医療費の請求の取扱い

人工透析療法を受ける慢性腎不全の患者に係る医療費の請求については、医療保険の特定疾病制度（長期高額疾病）及び自立支援医療（更生医療）の併用になります。請求誤りがないよう、別紙を確認の上、適正に事務手続きを行ってください。

担当所属	障害福祉課 地域生活支援係		
担当係長	野崎	担当	長尾
TEL	代表 058-272-1111 内線 3489		
FAX	058-278-2643		